

岐阜県公報

第 四 百 六 十 六 号
令 和 六 年 二 月 六 日
(火曜日)

目 次

告 示

道路の供用開始

(道路維持課) 四七^{ページ}

告 示

岐阜県告示第五十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年二月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年二月六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定又は 変更又は 告示の日 から)
県道	坂富 祝加線	加茂郡富加町滝田字東山浦一 五九七番一地先から 同郡同町同字同 五九四番一 地先まで	七・二	令和 六・二 六	昭和 三三 令和 三三 三七

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火曜日)
(金曜日)

発 行

(休日)
(ときは翌日)
(に当たる)

令 和 六 年 二 月 六 日

令和六年二月六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社